

治癒報告書

弁天保育園園長 宛

お子様が、下記感染症の病気になった場合は、完全に治してから登園しましょう。

登園停止の期限については、学校安全保健法の基準を付記いたします。該当欄に○印を付けてください。

組 園児名

病名	登園停止の期間
インフルエンザ	発症した後5日間、解熱後3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日間、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
溶連菌感染症	治療開始（抗菌薬内服後）1日を過ぎ、全身状態が良くなるまで
上気道炎（マイコプラズマ感染症・RSウイルス感染症・アデノウイルス感染症）	発熱や呼吸症状が治まり、全身状態が良いこと ※アデノウイルス感染症の場合は、解熱後2日を経過するまで ※目の症状があるアデノウイルス感染症（咽頭結膜熱・プール熱）は医師による治癒証明書が必要となります。
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普通の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
突発性発疹	解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと
ヒトメタニューモウイルス感染症	発熱や呼吸症状が治まり、全身状態が良いこと
伝染性膿皮癬（とびひ）	皮しんが乾燥しているか浸出液（しる）の出ている部分が覆える程度になってから（治るまではプールは不可）

医療機関名 _____（令和 年 月 日受診）において、病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので 令和 年 月 日より登園いたします。

※保護者の皆様へ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、記入及び提出をお願いします。

令和 年 月 日

保護者氏名